

【オフィスアクション応答・延長期間・延長費用一覧】

	米国	中国	韓国	台湾	ヨーロッパ	インド	シンガポール	インドネシア
応答期間	<p>通常のOA) 発行日から3か月</p> <p>限定要求) 発行日から2か月</p>	<p>1回目のOA) 発行日から4か月</p> <p>2回目以降のOA) 発行日から2か月</p> <p>※さらに15日の猶予期間(郵送期間)が加算される。 ex. 7/21発行の1st_OAの場合 7/21 →(+15日)→ 8/5 →(+4か月)→ 12/5 (7/21 →(+4か月)→ 11/21 →(+15日)→ 12/6 ではない)</p>	発行日から 2か月	現地代理人の受領日から 3か月	<p>EESR) PCT:EPC規則70(2)の通知発行日+6か月(※) パリ:サーテレポートの公開日+6か月</p> <p>OA) 発行日+4か月(※)</p> <p>※PCTのEESRとOAでは、さらに15日の猶予期間(郵送期間)が加算される(パリのEESRでは加算されない)。 ex. 7/25発行のOAの場合 7/25 →(+10日)→ 8/4 →(+4か月)→ 12/4 (7/25 →(+4か月)→ 11/25 →(+10日)→ 12/5 ではない)</p> <p>※OAの内容により、審査官の裁量で期限が2か月や3か月に設定されることもある(OA中に記載されている)。</p>	<p>1回目のOA) 発行日から6か月</p> <p>※上記期限は特許許可期限であり、この期限までに発行されたオフィス・アクションについては、拒絶を解消できるよう応答を完了しておく必要がある。</p> <p>2回目以降のOA) 許可期限までに発行された場合、原則、上記の許可期限が応答期間となる。</p>	発行日から 5か月	<p>1回目のOA) 発行日から3か月</p> <p>2回目のOA) 発行日から2か月</p> <p>※2回目のOA応答後も許可されない場合、拒絶査定が出る(審査官の裁量により、更にオフィス・アクションが出ることもある)。</p>
延長期間	<p>通常のOA) 最長3か月</p> <p>限定要求) 最長4か月</p> <p>※都度の延長申請は不要(応答時に延長期間分の費用を納付すればよい)。</p>	<p>1回目のOA) 最長2か月</p> <p>2回目以降のOA) 最長2か月</p> <p>※延長請求は1回のみ可能(1か月ずつ2回に分けて申請することはできない)</p>	最長 4か月	最長 3か月	<p>EESR) 延長不可</p> <p>OA) 最長2か月(応答期間4か月の場合)</p> <p>※最大延長可能期限は、発行日から6か月。従って、期限が2か月のOAの延長可能期間は4か月となる。</p>	特許許可期限の延長は 3か月 可能	延長不可	<p>1回目のOA) 3か月(2か月+1か月の2回請求可能)(※)</p> <p>2回目のOA) 審査官の裁量により判断される。</p> <p>※自然災害等の場合、3回目の延長(+6か月)も認められる。</p>
延長庁費用	<p>1か月:US\$ 220 2か月:US\$ 640 3か月:US\$ 1,480 4か月:US\$ 2,320</p>	<p>1か月)CNY 300 2か月)CNY 600</p>	<p>1か月目:2万ウォン 2か月目:3万ウォン 3か月目:6万ウォン 4か月目:12万ウォン (まとめた申請も可能)</p>	なし	なし	約US\$ 160	<p>1回目のOA)1回目の延長(2か月)は費用不要、2回目の延長(1か月)は費用必要(※)</p> <p>※金額はインドネシア特許法原文にも記載なし。</p>	

【2022年8月1日作成】

当事務所は、当ウェブサイトにて情報を掲載するにあたり細心の注意を払っておりますが、掲載している情報に關していかなる保証をするものではありません。また、当ウェブサイトは、一般的な情報を提供するためのものであり、法的アドバイスの提供を目的としたものではありません。したがって、当事務所は当ウェブサイトの情報の利用によって利用者等に何らかの損害が発生したとしても、かかる損害については一切の責任を負うものではありません。当ウェブサイトに掲載されているコンテンツの著作権は、当事務所に帰属しており、無断で転載、複製、転用、改変等することを禁じます。

